

国立大学法人北見工業大学寄附金取扱規程

平成 16 年 4 月 1 日

北工大達第 138 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人北見工業大学（以下「本学」という。）における奨学を目的とする寄附金の受入れ及び取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入れることができる寄附)

第 2 条 本学において受入れることができる寄附金は、次の各号に掲げる経費に充てることを目的としたものとする。

- 一 学生に貸与又は給与する学資
- 二 学生に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本等の購入費
- 三 学術研究に要する経費
- 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究の奨励を目的とする経費

(受入れの制限)

第 3 条 前条各号に掲げる経費に充てること目的とする寄附金で、次の各号に掲げる条件以外の条件が付されているものは、これを受入れることができない。

- 一 貸与又は給与する学生の範囲を定めること。
- 二 学術研究を指定すること。
- 三 前各号に掲げるもののほか、教育又は学術研究上支障がないと認められるもので、おおむね、次に掲げるような条件を付すこと。
 - ア 寄附金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと。
 - イ 寄附金に係る収支決算の概要を提出すること。
 - ウ 寄附目的が完了したときは、使用残額は返還すること。

2 次の各号に掲げる寄附金は受入れることができない。

- 一 地方公共団体からの寄附に係るもの。ただし、地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、当該地方公共団体があらかじめ総務大臣の同意を得たものを除く。
- 二 寄附金を受入れることによって本学の負担が多額となるもの。

(受入れ手続き)

第 4 条 寄附をしようとする者は、別紙様式 1 を学長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第 5 条 学長は、前条の申出書を受理したときは、寄附の目的、条件等を総合的に勘案の上、教育研究評議会の議を経て当該寄附金の受入れを決定するものとする。

2 学長は、前項の受入れを決定をしたときは、寄附者に対し別紙様式2により通知するものとする。

3 学長は、第1項の決定をしたときは、別紙様式1の写しにより出納命令役に通知するものとする。

(職員が寄附金を受入れたときの取扱い)

第6条 職員は、第2条の各号に掲げる寄附金を受入れたときは、当該寄附金を本学に寄附するものとする。

(寄附金の使途及び変更)

第7条 寄附金は、特定された使途以外に使用してはならない。ただし、寄附目的が達せられ、残額が著しく少額となり使用不可能となった場合には、他の使途に使用できる。

2 学長は、研究者が異動等に伴って、本学において研究を行わないこととなった場合等にあつては、当該研究者と協議し、当該寄附金の取扱いを決定するものとする。

(公表)

第8条 学長は、寄附金を受入れたときは、寄附者、寄附目的、寄附金額及び受入れた研究者等名を、本学学報に掲載することにより公表するものとする。

(寄附金の経理)

第9条 寄附金の経理については、国立大学法人北見工業大会計規則（平成16年北工大達第57号）の定めるところにより取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成17年2月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

別紙様式 1

平成 年 月 日

国立大学法人北見工業大学長 殿

(寄附者)

住所

氏名

印

寄 附 金 申 出 書

下記のとおり、寄附金として寄附します。

記

- 1 寄附金額
- 2 寄附金の受入者
- 3 寄附の目的
- 4 寄附の条件
- 5 その他

別紙様式2

平成 年 月 日

寄 附 者 殿

国立大学法人北見工業大学長

印

寄附金の受入れについて

このたび、平成 年 月 日付けで寄附金のお申し出をいただき誠にありがとうございます。貴殿からの御寄附の趣旨に従い、今後、本学における教育研究の推進に有効に活用させていただきます。